国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議規則

［平成２７年 ４ 月 １ 日
規　　則　第２８号］
改正　令和２年１０月１６日
規　　則　第１５号
令和４年３月１４日
規　　則　第１６号
令和８年３月３０日
規　　則　第１６号

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第12条第２項及び国立大学法人鹿屋体育大学通則第23条の規定に基づき設置する国立大学法人鹿屋体育大学学長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織するものとする。

(1) 国立大学法人鹿屋体育大学経営協議会規則（平成 16 年規則第４号）第２条第１項第４号に掲げる者

(2) 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会において選出された者

２　前項第２号の委員の数は、同項第１号の委員の数と同数とする。

３　選考会議が必要と認めた場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

（委員の任期等）

第３条　前条第１項第１号及び第２号の委員の任期は、経営協議会又は教育研究評議会委員の任期と同一とする。

２　委員が学長候補者に応募した場合又は推薦された場合は、委員の職を解くものとする。

３　委員が推薦者となった場合は、委員の職を解くものとする。

４　委員に欠員が生じたときは、次の各号により委員の補充等を行うものとする。

(1) 前条第１項第１号の委員に欠員が生じたとき、欠員となった委員と同数を同条第１項第２号の委員より減じるものとする。

(2) 前条第１項第２号の委員に欠員（前号により欠員となった場合を除く。）が生じたとき、欠員となった委員と同数を教育研究評議会において選出し、委員として補充するものとする。

（議長）

第４条　選考会議に、議長を置き、委員の互選によって定めるものとする。

２　議長は、会務を総理し、選考会議を代表するものとする。

３　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理するものとする。

（権限）

第５条　選考会議の権限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学長の選考

(2) 学長の解任に係る文部科学大臣への申出

２　選考会議は、前項各号を決定した場合は、速やかに本学学長へ報告するものとする。
３　第１項第２号の規定による申出に関し必要な事項は、別に定める。

（業務執行の確認）
第６条　選考会議は、学長の業務執行の状況について恒常的に確認するものとする。
２　業務執行の確認に関し、必要な事項は別に定める。

（議決）
第７条　選考会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができないものとする。
２　選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。ただし、第５条第１項第２号に係る議決は、出席した委員の３分の２以上とする。
３　前項の規定にかかわらず、選考会議において、最終的な学長候補者を決定する際は、出席委員による十分な意見交換の後、必ず無記名投票にて決定するものとする。
４　第３項の投票に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（監事の出席）
第８条　監事は、選考会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

（庶務）
第９条　選考会議の庶務は、事務局総務課において総括し、及び処理するものとする。

（雑則）
第１０条　この規則に定めるもののほか、選考会議の運営に関し必要な事項は、選考会議が定めるものとする。

附　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２．１０．１６規則第１５号）
この規則は、令和２年１０月１６日から施行する。

附　則（令和　４．３．１４　規則第１６号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和　８．３．３０　規則第１６号）
この規則は、令和８年３月３０日から施行する。